

第2章 ロシアのWTO加盟交渉の現状

1. WTO加盟の現状

(1) はじめに

本章では、WTOに加盟申請している国・地域のうち、ロシアの加盟交渉の現状及び課題について述べることにする。

最初に、WTO加盟全般の状況について概観する。

まず、WTOに加盟する意義としては、(i)申請国の物品(モノ)やサービスの貿易における国内市場アクセスの改善が図られること、(ii)貿易に関わる政策、法令等貿易制度のWTOルール整合化により、透明性、予見可能性が確保されること、(iii)貿易・投資環境が整備されることによって、世界貿易・投資の拡大に資するとともに、(iv)通商上の問題や紛争の解決に際してWTOの枠組みという共通の規範・尺度及び解決のための場を得られるなど、申請国ばかりでなく、加盟国側にとっても極めて重要な意味を持つ。さらに、WTOにとっても、より多くの国・地域が加盟することは多角的貿易体制の普遍性を維持・強化できることとなる。

1995年のWTO発足以来、加盟交渉を通じて新規加盟国となったのは、エクアドル、ブルガリア、モンゴル、パナマ、キルギス、ラトヴィア、エストニア、ジョルダン、グルジア、アルバニア、オマーン、クロアチア、リトアニア、モルドヴァがあるが、直近では2001年12月11日に中国が143番目の正式なメンバーとなり、さらに2002年1月1日に台湾が144番目の正式なメンバーとなった。また、2002年2月末現在、28ヵ国がWTO加盟申請中である(図表参照)。

WTO加盟交渉は、近年、長期にわたるケースが多く見られる。長期化する理由については、市場アクセス等に関して既加盟国を上回る水準を加盟条件

とするなど、加盟国側の要求が過度なものとなっているとの指摘もある。WTO体制強化のため、ルールの着実な実施は必要であるが、新たな自由化交渉に向けてより多くの国の加盟を図っていくとの観点からも、今後の加盟交渉をいかに進めていくかが重要な課題となっている。

なお、旧ソ連の申請国の中で、キルギス、ラトヴィア、エストニア、グルジア、リトアニア、さらにモルドヴァが加盟に至ったことは、ソ連崩壊後の市場経済移行が進む過程で、これらの国々がWTOルールの下で、国際経済体制の一員として歩んでいくという歴史的な意味の他、ロシア、ウクライナ等残る8つの旧ソ連申請国に対しても、モデルを示すものと思われる。因みに、これらの国の加盟交渉結果を見ると、例えば関税についてはほぼ全品目を譲許しており、主要工業品の最終譲許率は概ね10%前後、ITA、化学ハーモ（注）等への参加、サービス分野での幅広い自由化約束、TRIM協定違反なし、TRIPS・TBT・関税評価等に関する移行期間なし（加盟時から実施）、農業輸出補助金の加盟時廃止等を約束している。

（注）化学ハーモナイゼーション

化学品及び化学製品（原則HSコード28～39類）に関して、日、米、EU等が最終的な引き下げレート（0～6.5%）、実施期間を定めて関税引き下げを実施していく取極。ウルグアイ・ラウンド関税交渉の一環として合意された。

（2）加盟交渉

加盟交渉は2つの交渉が並行して進められる。

第一は、申請国と多国間との交渉で、WTOに作業部会（WP）を設置し、本交渉を通じて、申請国の経済・貿易制度を審査し、申請国がWTOルールを遵守するための加盟条件を定めた「加盟のための議定書」及び「WP報告書」にまとめていくものである。

第二は、二国間の交渉で、交渉を希望する加盟国が申請国の市場アクセス

改善のための関税引き下げ、非関税措置の削減・撤廃、サービス分野の譲許のリクエスト、オファーを繰り返すかたちで交渉するものである。

なお、これらは最恵国待遇(MFN)原則に基づき、すべての加盟国に適用されることとなる。

(WTO加盟手続の概要については、図表参照)

<図表> WTO加盟申請中の国一覧(2002年2月現在)

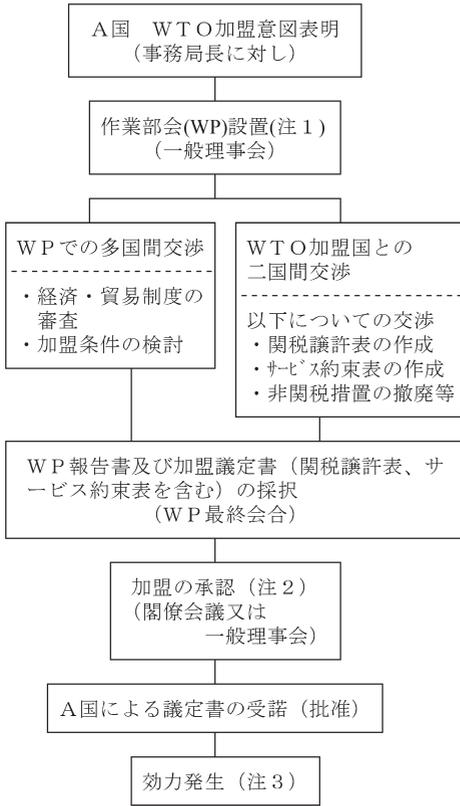
申請時期	国名
1990年以前	アルジェリア(1987)、ネパール(1989)
1993年	アルメニア、ベラルーシ、ロシア、サウジアラビア、ウクライナ
1994年	カンボディア、マケドニア、スーダン、ウズベキスタン
1995年	ヴェトナム、セイシェル、ヴァヌアツ、トンガ
1996年	カザフスタン
1997年	アンドラ、アゼルバイジャン
1998年	ラオス、サモア
1999年	レバノン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブータン
2000年	イエメン、カーボ・ヴェルデ
2001年	ユーゴスラヴィア、バハマ、タジキスタン

計 28カ国

()内は加盟申請時期。

なお、加盟申請時期が1994年以前の国は、ガット加盟申請が行われた時期。

＜図表＞ WTO加盟手続フローチャート



〔例〕 モンゴル

1991年10月ガットへの加盟意図表明

1991年10月8日
一般理事会でWPの設置が決定

1992年1月2日WP検討用の情報提供

WP	この間に別途二国間交渉
1993年6月	(対米、EU、日本等)
1994年2月	
1994年5月	
1994年11月	
1996年6月	

WP最終会合においてWP報告書案、議定書案を採択

1996年7月18日理事会
WP報告書案、加盟議定書案、加盟決定書案の採択
モンゴルの加盟承認

1996年12月30日
モンゴルによる加盟議定書の受諾

1997年1月29日
モンゴルのWTO加盟発効

(注1) WPは、A国の経済・貿易制度（関税制度を含む）を検討し、加盟条件を定める加盟議定書案を作成する。

(注2) ① WTO設立協定によれば、加盟に関する決定は閣僚会議が行うが、会合と会合の間においては、一般理事会がその任務を遂行している(閣僚会議に代わり承認)。

② 承認はコンセンサス方式。コンセンサスが得られない場合投票が実施され、2/3以上の多数により決議される。

(注3) 通例、申請国による受諾後（議定書を批准、事務局長に寄託した翌日から起算）、30日目の日に加盟の効力を生ずる（議定書に記載）。

2. ロシアの加盟交渉の現状について

(1) 最近の動向

ロシアは、1993年6月にガット加盟を申請し、同年に加盟のための作業部会(WP)が設立された。その後、1995年7月、WTOにおいて第1回WPが開催されて以来、これまで13回のWPが開催され、ロシアの経済・貿易制度についての事実確認及び個別分野ごとの議論が続けられている。

これまでのWPにおいて、加盟条件を定める加盟議定書案及びWP報告書案の作成は時期尚早との理由から見送られていたが、2002年1月に開催された第13回WPにおいて、加盟議定書およびWP報告書の草案を作成する旨WTO事務局に指示がなされ、今後、加盟交渉の加速化が見込まれている。また、ロシア側は上記WPでの交渉と並行して、市場アクセス改善のための関税、サービスに関わる二国間交渉についても早期終結を目指し、積極的な外交努力を展開している。ロシアの加盟交渉団代表であるメドヴェトコフ経済発展・貿易省次官は、遅くとも2004年中に、ロシアの加盟が承認されることを希望する旨を表明している。

また、WTO加盟に対するロシア国内の反応を見ると、プーチン大統領はWTO加盟を最優先課題の一つとしており、機会あるごとにその重要性を国内外に強調している。2000年7月に決定したロシアの中期社会・経済発展プログラム「2000年から2001年の社会政策及び経済近代化の分野における連邦政府行動計画」でも国民の生活水準の向上、社会的不平等の是正、国際社会におけるロシアの経済的・政治的役割の復活等を目標とし、特に、国内法制をWTOの要求と一致させ、WTO加盟交渉を完了させることが、最重要課題であるとしている(2001年7月に政府で承認された同計画の2002—2004年版も引き続きWTO加盟を重視した内容となっている。)。しかし、国内には、WTO加盟によって国際競争にさらされ、いくつかの産業が壊滅的打撃を受けるとの観点から、加盟に反対している国民も多いとの情報もある。

我が国は、従来から必要な条件を満たした上でのロシアの早期加盟を支持している。すなわち、ロシアが WTO ルールに基づく多角的貿易体制に組み込まれることが、ロシア自身にとっても、また、国際経済の安定・発展のためにも重要との認識の下、我が国は、ロシアが WTO のルールに完全にコミットすることを前提として、その WTO 加盟を支持しており、ロシア加盟交渉に積極的に参加してきている。ロシアからの関税オファー提示後の 1998 年 3 月には米国、EU に先駆けてモスクワで二国間協議を行ったのをはじめとして、これまで 10 回にわたり関税、非関税措置、基準・認証 (TBT)、知的財産権 (TRIPS) 及び関連法整備等の議論を行っている。また、WTO ルールへの整合化を側面的に支援するため、1998 年秋には基準・認証、TRIPS、サービスの分野で専門家を派遣し、1999 年 8 月にはロシア関係者の研修 (受入れ) 等、技術支援を実施してきた。

(2) WTO 加盟に際し是正が望まれる措置

①法制度の整備

外国企業がロシアで安心して活動するために必要な法制度等の整備は徐々に進展しつつあり、1999 年以降、外国投資法、税法典、関税法等をはじめとして数々の法律、政令等が制定、改正されてきている。しかし、実施のための細則等で未整備な部分が多く、また、法の執行・運用面も一貫性、透明性が欠けていることが問題点として指摘されている。また、「大統領令」及び「大統領命令」というロシア独特の一種の行政命令が頻繁に出されることも制度全体の把握を難しくしている要因ともなっている。ロシアへの進出を考える外国企業にとって、このような問題は最大の不安材料となっており、現実に紛争が起こった場合の処理についての司法制度の整備も強く望まれている。法制度の整備及びその適切な運用は、ロシア経済の活性化にもつながると考えられる。

一連の法令の中には WTO 協定に不整合と見られる場合もあり、加盟に当

たっては、WTO協定と国内法の整合性の確保が重要な問題となる。プーチン大統領も2001年の年次教書演説の中で、「議会の課題は、ロシアの法令をWTOの基準と規定に適合させるようにすることである」旨述べる等、その重要性はロシア国内でも認識されている。WTO協定整合化への作業は、副首相クラスをヘッドとする「WTO省庁間委員会」が国内調整の役割を果たすことになっている。現在、加盟のために採択が不可欠な法案である、関税、外貨規制および外貨管理、標準化および証明(TBT関連)、知的財産制度(TRIPS関連)、国家補助(補助金)、セーフガード(SG)、アンチダンピング(AD)および相殺関税等に関する法案の制定手続きが進行中で、その着実な実施が期待される(ロシアの加盟交渉団は、2002年半ばまでに議会(Duma)により採択されるとの予想を表明している)。また、今後は、サービス分野での市場アクセスに関する法律についての改正や新たな制定も必要である。

なお、ロシアでは現行の輸入関税率が比較的低いほか、輸入数量制限措置も比較的少ない等、外形上は通常のWTO加盟国に匹敵する自由化を達成している面がある。しかし、ロシア国内では、厳しい経済状況を背景に、国内産業保護を目的とした関税の引き上げ、輸入制限措置の発動等を求める声もあり、今後、輸入制限的な国内保護政策が導入される懸念もあることから、情勢を注視していく必要がある(なお、ロシア側は新たな保護措置や既存措置強化の自制を求めるスタンスティルに関する約束には難色を示している)。

②輸入関税

(a) 実行関税

ロシアは、2001年1月から関税法を改正、実施し、一部の例外(砂糖、タバコ)を除き、それまでの関税率は0~30%の7段階から、5、10、15、20、25%の5段階に置き換えられ、約3,500品目の関税が引き下げられた。また、2002年1月から上記関税法の関税率表に従って、8割以上の品目について、ミシン、テレビ、オーディオ・ビデオ機器等の消費財を中心に25~40%の大

幅な引き下げが行われた。メドヴェトコフ経済発展・貿易省次官は、「輸入関税の引き下げは7年に亘って漸進的に行われ、次の3つの商品群に適用される。まず、当該輸入商品に類似のロシア製品がロシア国内市場において競争力を有している商品、次に最新の最終製品（高度な加工を経た製品）を生産するための財、そしてロシアにおいて未だ十分な量が生産されていない商品である。」と述べている。

関税率引き下げと簡略化は、高関税を回避しようとするための税関での恣意的な税率操作や、高関税の不払い等を抑制する効果があるため、結果として歳入機能の向上を果たし、また、全国的な税率の統一が促進されることになるとしている。しかし、同法を適切に運用するためには、不明確な関税賦課率、税関による恣意的な適用といった批判の絶えない関税システムの抜本的な改革が必要とされている。このため現在、関税賦課手続きの明確化を目的とした関税法典の作成が進行中であり、その早期採択、実施が期待されている（WPにおいて、ロシアは新関税法が2003年に発効する見込みである旨述べているが、具体的な情報の提供が望まれる。）。

(b) 関税オファーの問題点

関税譲許率については、ロシア側から第一次オファーが1998年2月に提示された後、これまで8回（最新は2001年8月）に亘りオファーが提示され、非譲許品目の削減、関税率の引き下げ、最終関税率になるまでの経過期間の短縮など、徐々に改善してきている。しかし、我が国のリクエストに比べ、一部品目の関税率で依然隔たりがあること、依然長期の経過期間設定がされていること、ITA及び化学ハーモへの参加に難色を示していることなど、未だ十分な内容とは言えない。ロシア側は、国内産業の保護および関税収入が重要な国家財源であるとの観点から、我が国リクエストに完全に沿うことは困難である旨述べているが、引き続き二国間協議で交渉を行っていく必要がある。

③輸出関税及び輸出制限

1999年1月以降、多様な品目への5%~10%の輸出関税導入の決定がなされ、実施された。ロシアは、これらは主に歳入の増大を目的としたもので、対ドルレート的大幅な変動で大きな利益を享受する輸出品目に限られていると説明している。その対象品目は、石油・石油製品・天然ガス、鉄・合金、非鉄金属、木材、紙パルプ、化学品、貴金属、皮革、水産物、アルコール、毛皮等と広範な品目に亘っている。

現在の輸出関税率を見ると、原油に関しては、2002年1月1日から2004年12月31日までの暫定期間中は、トン当たり340ルーブル（約12ドル）を基準に、国際市場価格に連動して課税（2002年2月現在、トン当たり8ドル）し、暫定期間後はユーロ建てで、①バーレル当たり15ドル以下は非課税、②15~25ドルの場合は35%、③25ドルを超える場合は40%の課税を行う予定である。また、ガソリン・軽油にはトン当たり25ドルの、重油にはトン当たり10ユーロの課税を行っている。さらに、課税率は引き下げているものの天然ガスは5%、鉄・同製品は3%、非鉄金属は4.8%、貴金属は6.5%の課税を現在も行っている。国内産業への事実上の補助金であると一部の国から指摘されているところであるが、何故に当該品目に輸出税を課すのか根拠が不明確であり、さらなる改善が望まれる。

また、重油、液化石油ガス等については、ロシア国内への供給確保のための輸出割当制度が、繊維、鉄鋼製品については輸出ライセンス制度が存在する模様であるが、これらがWTO協定（ガット第11条等）に整合するものであるか、十分に検証する必要がある。

④関税評価

関税評価のシステムにおいて、事実上の固定輸入価格の適用をもたらしたり、恣意的な評価を行う運用がなされているとの懸念があり、引き続き注視していく必要がある。例えば、我が国は、加盟交渉において、ロシアが自動車、家電等について行っている参考価格による課税価額決定がWTO協定で

禁止されている最低価額制度ではないかとの懸念を示してきた。現在、関税評価については協定整合化へ向けて法令整備中とのことであるが、運用面を含めた情報提供が必要である。

⑤貿易制度の統一的適用・透明性

貿易制度の実際の運用については、多くの加盟国から、その不統一、不透明性について懸念が示されている。②(a)実行関税で言及したように、ロシアが新関税法の実施により、制度の統一的運用を図ろうとしていることは、評価できるものである。しかし、本件に関しては現在も問題事例が多く挙げられており、早急な改善が必要である。

第1に、実際の通関に際して、税関ごとに異なる関税分類の判断がなされたり、関税法規、制度の解釈が担当官により異なり、いくら徴税されるか実際の通関時に判明するという状況があるとの指摘がなされている（特に部品輸入の関税の運用が不明確であり、SKD (Semi Knockdown) / CKD (Complete Knockdown) の具体的内容・仕訳が不明）。

なお、個別の交渉により税率が変わったり、課税を免れることが通常的に見られるとの報告もある。

第2に、原材料・資材をはじめとして、輸入手続きが煩雑で時間がかかるほか、税関によって提出する書類の種類、書式が異なるなど手続きの統一性の欠如が指摘されている。また、ドル表示とルーブル表示では関税差が存在するとの声もある。

第3に、中央の法令、指令が地方の現場でそのままには実行されず、規定外の関税が要求されたり、一定の要件を満たせば免税される特別措置などの制度が、現場の職員に伝わっておらず、不適用となったというケースも聞かれる。

また、通関時の免税措置を取得するための必要書類手続を規定する法律、指令が前触れなく頻繁に改訂されることから対応に苦慮していること、官吏と通関業者との癒着により結果的に関税の収入減となっていることなどの指摘もある。

このような問題点が、新たな関税行政システムの導入により、改善の方向に早期に向かうことが望まれる。

⑥税制度

税制の不透明性、頻繁な変更、信憑性の欠如が、商談や日常業務に支障を来しているとの声が我が国企業から多く聞かれる。ロシアの税制は複雑多岐にわたり、実効税率が高く、規定どおり納税すると利益が残らない仕組みとなっている。また、税制の体系化がなされておらず、運用制度が明文化されていないことから、担当者の判断次第となる等の指摘もある。これらの問題解決のために、ロシアは、投資環境の改善、国家予算の均衡達成、税負担の低下及び均等化、簡素化、税務行政の改善を目標に掲げ、税制改革に着手してきている。この結果、2001年1月から、個人所得税が一律13%になり(それまでは12~35%の累進課税)、また、2002年1月からは、法人利潤税がそれまでの35%から24%に引き下げられる等、改善がなされてきている。今後も引き続き着実に制度改革が推進されることに加え、新制度が統一的且つ適切に運用されることが期待される。

⑦非関税措置（輸入禁止、非自動輸入ライセンス等）

ロシア側は現在、輸入数量規制はないとしているが、ロシア側から提示のあった非自動輸入ライセンス方式対象品目リストでは、エチルアルコール、化学品（主に薬品）等一部品目が対象となっている。加盟国側からは、輸入制限的となっていないか詳細な検討が必要との意見が出されており、今後、具体的品目についてWTO協定上の問題の有無を運用面を含めて検討していく必要がある。

また、ビジネス関係者から、輸入ライセンスの取得に日数がかかり過ぎる、申請窓口で審査のためとして必要以上のデータや証明を提出させられたとの声がある。ライセンス付与の条件等が協定と一致していないとの指摘とともに、ライセンス取得規制の緩和及び業務の効率化が求められており、制度及

び運用面でも協定整合化が必要である。

⑧外国為替・支払いシステム

(a) 輸入品の納期限の設定

1992年10月の「外貨秩序及び外貨管理に関する連邦法」により、前金を支払ったロシア企業は、180日以内に商品を受け取ることができない場合、直ちに契約先から返金を受け取ることが可能とされていた。これは、生産に時間のかかる建設機械等については重大な問題であるが、さらに、1999年1月から、「大統領令」及び「予算及び税政策分野における最優先に係わる連邦法」により、この期間が180日から90日以内へと規制が強化され、問題は一層深刻化している(受注生産品の場合は、期日内の納入は不可能)。我が国企業が誠意ある対応をしても、入金確認やロシア内陸輸送に時間がかかったり、どの時点から日数を数えているのかが曖昧などの問題があると言われている。

輸入手続として、1995年の中央銀行指令「輸入物資への交換可能通貨支払いに関する通貨管理実行に関わる指導」により、輸入業者に「輸入パスポート」の提出を義務付けており(提出のない場合、外為銀行は輸入代金の送金ができない)、このパスポートには「輸入品の納期(現在は90日)」や、「前金決済で貨物が引きわたされない場合は、代金は輸入業者の銀行口座へ返済される旨」を明記することが求められている。外為銀行はこの記載のない輸入パスポートの承認を拒否しており、輸出業者は代金が支払われないことを恐れ、パスポートへの記載を認めている状況である。

ロシアは、これを資本流出対策の柱と位置づけているが、我が国企業からは、通関期限を設定する措置は、結果的にビジネスを制限するものとして、早期撤廃が望まれている。

(b) 輸出代金のルールへの換金要請、輸入額相当のルール建てのデポジット要請及び外貨送金規制

ロシアは、資本逃避を避ける趣旨から、輸出代金の50%のルールへの換

金および輸入額相当のルーブル建てのデポジットを外国企業等に要請しているが、これらの措置は貿易抑制的であり、特にルーブルへの50%換金は、為替手数料等により輸出する外国企業等にとって大きな負担となっているため、早期の撤廃が望まれる。

また、外貨送金に関しても、高額な海外送金課税(50~100%)等の数多くの複雑かつ厳しい規制が存在し、貿易を行う上で大きな障害となっているとの苦情が我が国企業から寄せられており、当該規制の緩和とともに制度の透明化が期待される。

⑨ 基準・認証 (TBT)

(a) TBT をめぐる議論

基準・認証制度に関する問題は、各国から大きな関心が寄せられており、日ロ二国間協議での議論を補完するかたちで、文書での要望・回答のやりとりが重ねられている。これらにより、相互理解が深まるとともに一定の改善が見られた。

ロシアの基準・認証に関する改善要望を総論的に言えば、(i)透明性・予見性の確保、(ii)国際規格への整合化、ロシア独自の強制規格の見直し、(iii)認証手続の統一化・簡素化、(iv)製造者適合宣言の広範な分野での採用、であるが、これに対しロシア側も制度面で国内法令をTBT協定に整合化させるため、国家認証機関であるGOSSTANDART (GOST)を中心に、「アクションプラン」を作成し、改善に向けて積極的に取り組んでいる。

具体的には、基準変更等の事前通報、コメント受付期間、基準の公表が記載されている「貿易における技術的措置に関する法案」や、国際的な流れとなっている製造業者の適合宣言制度を導入して手続の大幅な簡素化、透明性の改善を図ることが盛り込まれた「製品・サービスの基準適合性の確認に関する法案」をはじめ、「標準化法改正法案」、「機械の安全に関する法案」等が審議されてきた。現在、ロシア政府は、これら法案を一本化した包括的内容を規定した新法案を策定中とのことである。ロシアは、制度改善に向けて様々

な努力を行ってきているところであるが、今後の各加盟国との協議の中で一層の改善と早期実施、さらには、制度に伴った運用面での改善が必要となる。

(b) 具体的な問題点

具体的な問題点の事例を挙げると次のとおり。

ア. 家電製品に対する衛生基準

1997年1月から、ロシアでは一部家電製品についても衛生分野（毒物の含有、騒音・オゾン発生等）での認証が義務付けられている。家電製品の電磁波・騒音の人体への影響及びその国際的な基準については、現在、研究段階にあり、国際的に見ても、製造者による自主規制として衛生基準が運用されている国は一部にあるが、ロシアのような政府による強制認証制度を導入している国はほとんど他に例がない。

また、本制度は、経済発展・貿易省管轄の GOST の承認と衛生規制に基づく強制認証との二重構造の強制認証となっており、ロシア市場参入の障壁となっているところである。今後、重複要件の簡素化、電子機器に対する技術基準、評価方法の明確化及び強制規格認証制度の改善が必要である。

イ. 認証を受けた家電製品の補修部品に対する通関時での安全規格認証要求

完成品として安全規格に適合し、認証を得て輸出した家電製品に使用されている部品を、その後、補修部品として輸出する場合、一般的な国際慣行上は別途安全規格を取得する必要はないが、ロシアでは通関時にその都度、単品で安全規格を取得することが要求される。このような義務の早期撤廃が要望されていたが、ロシア側は手続の簡素化のため、メーカーによる適合宣言の導入を検討しているとしており、今後の制度改善が期待される。

ウ. 家電製品に対する偽造防止マークの義務付け

1998年12月30日付けで「認証マークの偽物防止に関する指示」が発行され、同指示により、製造者全般に課される機械上への認証マーク、販売者に課される登録情報マークの貼附に加え、輸入者はカートン上に登録情報マー

ク貼附を義務付けられた。その結果、海外メーカーはこれら3種類のマークを購入の上、貼附せざるを得ず、多大な負担となっていた。これらは内外無差別の原則に反するものと考えられ、また、認証マークの強制は、販売活動に影響を及ぼすものであることから、我が国は、従来から安全性以外のマークの早期撤廃を求めていた。これに対し、ロシア側は、当該マークの添付義務を廃止し、これに替わる偽造防止制度を導入するとしている。

⑩サービス貿易

1999年に提出されたロシア側からのサービス分野に関する初期オファーでは、(a)分野横断的に広範な制限や自由化の約束をしない事項（支店や代表事務所の設置等多くの企業活動に関する事項を約束せず、越境取引についても約束が少ない）が見られ、より広範な分野での約束等、一層の改善が必要、(b)最恵国待遇免除リストの対象国も非常に多い、(c)記述内容についても正確且つ明確なものにすることが必要、等の問題点があった。

ロシア側は、このような各国の指摘を踏まえ、2001年2月に約束表の改訂を行い各国に配布した。新たに約束した分野（生命保険等）や外資規制の緩和など改善も見られるが、依然として制限が数多く残されており、また逆に後退している部分がある等の問題がある。いずれにしても、今後議論を行い、さらなる改善を求めていくことが必要である。

個別分野について、現時点での具体的な問題点を例示的にあげると以下のとおりである。

流通については、アルコール製品、医薬品、貴金属等多数の商品が対象外とされている。また、小売サービスの拠点設置に関する需給調整的な条件は撤廃されるべきである。金融については、外資参加総量規制（銀行：25%、保険：15%）を設けており、さらなる緩和が必要である。電気通信については、規制内容の表現が曖昧で対象が不明確なため、改善が必要であり、また、外資規制の緩和が必要である。運輸については、海上運輸サービス、道路運送サービスについて約束されていない等の問題がある。

⑪補助金

競争力の低い特定産業に対する補助金の削減は、財政改革の重点となっており、ロシア政府として、その削減に努力している。

産業補助金については、困難な状況にある石炭産業等の構造改善及び地域経済が危機的状況にある極東、北極圏をはじめとする地方への補助金を中心に、補助金協定上の禁止補助金に分類されるものはないとロシア側は報告している。しかし、特に地方に対して交付された補助金が、現実にどの分野にどのように使用されているか全く不明であるなど、補助金の性質を判断するための正確で詳細な情報提供が求められており、今後、透明性の確保、適正な運用についての検討が必要となっている。

農業においても農産物価格の自由化による生産高の低下等依然厳しい状況にあることから、生産性の向上、インフラ整備、公的備蓄、優遇金融等の各種補助金が支出されている。加盟国側は、国内支持の基準年を直近3年にすべき(ロシア側は1991～1993年を主張)、また、輸出補助金は撤廃すべき(ロシア側は、現在、ロシア特有の領土の広大さ、地形の特殊性等から遠方に輸出される農産品に対して国内輸送費等の補助を行っており、今後も維持したいとしている。)と要請しており、更なる検討が必要である。農業補助金についても、産業補助金と同様に、正確な情報提供が求められている。

⑫知的財産保護制度 (TRIPS)

ロシアにおける知的財産関連法令は、TRIPS協定に適合するための整備が進められつつあるが、その法令の実施については、多くの問題が指摘されている。

例えば、非開示情報の保護、周知商標の保護、著作権侵害に対する刑事上の手続及び制裁に関する法整備や効果的な知的財産権の権利行使が確保されるための国境措置手続及び刑事上の手続の整備、知的財産侵害に対する刑罰の強化及び侵害者の得た収入の補償、内国民待遇・最恵国待遇、著作権及び関連する権利に関する遡及的保護、地理的表示の保護、植物品種の保護、裁

判制度の面についても改善が求められている。

また、知的財産権侵害物品の製造、流通の実態は十分に把握されていないが、コンパクト・ディスク (CD)、ビデオソフト、コンピューター・ソフト等に関しては、海賊版が野放し状態と言われている。これらの取り締まりに関しては、税関による水際措置、不正商標商品及び著作権侵害商品の摘発、裁判制度等に関して体制強化の具体的措置が望まれる。

ロシア側は、TRIPS 関連法に関し、現在、特許法、商標法、著作権法、コンピューター・プログラム関連法、集積回路関連法等の改正作業を行い、議会で審議中であるとしている。

TRIPS 協定への適合時期については、ロシア側は全国での統一的な実施には時間が必要としているが、我が国をはじめ加盟国側は、加盟時に TRIPS 協定の義務を果たすべきであるとの立場を表明している。

⑬貿易関連投資措置 (TRIM)

(a) 自動車産業誘致のための大統領令

1998年2月5日付け「国内自動車産業の発展のための投資誘致に関する更なる措置に関する大統領令」は、外国企業が一定額以上を自動車産業に投資する場合に、設備及び必要な部品のロシアへの輸入に関して、5～7年間は関税等を免除する一方、その優遇措置の条件としてローカル・コンテンツを要求 (50%) していた。これについては、TRIM 協定、補助金協定との整合性が問題とされ、ロシア側は、IMF との関係で、これらの優遇措置は 2000 年までに廃止すると表明した。現在、同制度は実際には適用されていない模様であるが、上記命令は未だ廃止されておらず、将来の再適用の懸念を払拭する意味からも法整備を含めた確実な実施が必要である。

(b) 生産物分与 (PS) 法

生産物分与 (Production Sharing) 法において、一定割合以上のローカル・コンテンツを PS 契約に設けることを義務付ける規定があり、さらに調達比

率を上げる条項を盛り込んだ法改正が進められているとの情報により、その審議の行方が注目されてきた。1998年12月のWPにおいて、ロシア側は、改正法案ではローカル・コンテンツについては、物資そのものではなく、現地法人からの物資購入価格をベースとすることとなり、外国企業も自らの現地法人からの購入が可能になったため、実質的に問題はなくなったと説明した。しかし、改正法においても、ローカル・コンテンツ要求の他にロシア企業への優先参加権の付与やロシア人雇用義務等多くの制限や内外差別が含まれており、その内容・動向を今後とも十分に検証する必要がある。

(注) PS法は、鉱物資源の採鉱、開発を行う排他的権利を投資家に供与し、投資家が自己の資金・リスクで作業を行う義務を負う契約（PS契約）を国家（ロシア連邦及び連邦構成体）と結ぶことによって鉱物資源開発の促進を図る法律（1995年のPS法成立以前に調印されたサハリンⅠ、Ⅱプロジェクトは、同法第2条第5項のグランドファーザー条項により、それまでの契約内容が既得権益として保護されている。）。

⑭ CIS 諸国との関税同盟等

ロシアと各 CIS 諸国の間では、二国間の自由貿易協定を締結しており、また、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン間では、ユーラシア経済同盟が締結され、関税同盟形成の初期段階にある。さらに、ロシアとベラルーシ間では連合国家創設条約が2000年10月に署名されており、連合国家への経済統合プロセスが始まっている。これらの動きについて、ロシアはガット第24条上問題なしとしているが、関税同盟等のロシアをめぐる地域取極の動向は、第三国へ影響を及ぼす重大な問題としてとらえている国も多く、今後十分な情報提供を求め、検討を進めていくことが必要である。

また、EUともパートナーシップ協定に基づく自由貿易協定に向けた予備協議を1998年から開始しているところであり、これらの協定を含め透明性及びWTOルールへの適合性について懸念が示されている。